国官会第１０３２号
国 地 契 第 ６ ５ 号
平成１８年１０月１６日

最終改正　平成２２年５月２０日　国 官 会 第 ３ １ ３ 号
国 地 契 第 ７ 号

各地方整備局長等　あて

国土交通省大臣官房長

入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の４及び「競争契約入札心得」（昭和38年４月22日付け建設省発厚第５号）第３条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第２号に規定する場合（第72項第１項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年５月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年３月９日閣議決定）において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について（通知）」（平成18年９月８日付け国総入企第29号）により、実施要領（案）が示され、導入に当たっては、会計法第29条の４に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これらを踏まえ、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下「工事」という。）においては、一律に入札保証金の全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を別に定めるとともに、当面、下記の各事項及び別に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に本省関係課に協議されたい。

記

1　入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第２号に規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところであるが、下記２の対象事業については、会計法第29条の４第１項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予決令第77条第１号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合については、予決令第77条第２号の運用として、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

2　対象事業

上記１の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第３に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については１件につき予定価格が３億円以上の工事、その他の工事種別については１件につき予定価格が６億９千万円以上の工事とするものとする。

3　手続

対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の実施について」（平成６年６月21日付け建設省厚発第260号）、「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月７日付け国地契第80号）及び「競争入札心得」等によるほか、下記４及び５並びに別に定めるところにより行うこととする。

4　「一般競争入札方式の実施について」等の特例について

上記２の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。

①　入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行若しくは契約担当

官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。

② 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までとする。

③ 書類の提出先は、総務部契約課とするものとする。

④ 書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。

⑤ 政府調達に関する協定（平成７年12月８日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第１項に定める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、所定の資料の提出を求めることとする。

⑥ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。

⑦ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

⑧ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする［別添１において標準入札公告例を示す。］。

⑨ ①から⑦までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする［別添２において標準入札説明書例を示す。］。

５ 「競争契約入札心得」の特例について

競争契約入札心得第３条及び第４条の３の規定の適用は、次のとおりとする。

（１）第３条第１項において「入札執行前に」とあるのは、「令第74条の公告において指定した期日までに」と読み替える。

（２）第３条第３項については、次の規定を適用する。

入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

また、入札参加者は、第３条第１項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書を添えて契約担当

官等に提出しなければならない。

（３）第３条第６項において「受領証書」とあるのは、「払渡請求書」と読み替える。

（４）第３条各項に定めるところのほか、以下の規定を適用する。

入札参加者は、金融機関等により契約保証の予約を受けたことにより、第３条第１項ただし書の規定に基づく入札保証金の全部の免除を受けようとする場合においては、当該契約保証の予約に係る証書を提出しなければならない。

（５）第４条の３第２項及び第３項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額も含めることとする。

（別添１）標準入札公告例

○　入札手続等

（○）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

〒○○○－○○○○

○○県○○市○○町○－○－○　○○地方整備局総務部契約課○○係

電話○○○○－○○－○○○○

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

○　その他

（○）入札保証金及び契約保証金

○　入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

（別添２）標準入札説明書例

○．入札保証金及び契約保証金

（○）①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。）以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10[政府調達に関する協定（平成７年12月８日条約第23号）の適用対象工事については、100分の30]に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

イ）提出期間：平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

ロ）提出場所：〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇　〇〇地方整備局総務部契約課〇〇係　電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

ハ）提出方法：書類の提出は、持参し、郵送し（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

ニ）保証期間：平成〇年〇月〇日（ ）まで［入札執行の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。］

ホ）その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

②　予算決算及び会計令第86条第１項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて　金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る）であって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第１項に定める調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。［政府調達に関する協定の適用対象工事の場合には記載しない。］